

国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付けます

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の年金を受け取ることができなくなり、経済的な理由などで保険料を納めることが難しい方には、保険料を免除または猶予する制度があります。

7月から平成23年度の保険料の免除・猶予制度の申請を受け付けますので、申請先で手続きをしてください。

■免除・猶予制度の種類

- ① 全額免除制度
保険料納付が全額免除される制度です。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。
- ② 一部納付（一部免除）制度
保険料納付が一部免除される制度です。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。
- ③ 若年者納付猶予制度
30歳未満の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人、配偶者の前年所得が一定の額以下であることが必要です。
- ④ 学生納付特例制度
学生の方の保険料納付を猶

予し、後で納付ができる制度です。本人の所得が一定の額以下であることが必要です。

■申請先

- 新居浜年金事務所
TEL 0897-135-1368
- 市庁舎本館市民生活課
年金係
TEL 0897-152-1383
- 各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

消火栓・防火水槽付近は駐車禁止！

消火栓や防火水槽は消火活動に欠かすことのできない消防利です。火災のときは消防隊が消火のために使用します。

道路脇などにある消防水利は、その位置を示すため、蓋を黄色、標識や立ち上がり消火栓を赤色で塗装しています。

消防水利から5メートル以内は道路交通法で駐車が禁止されており、違法な駐車は一刻を争う消防活動の妨げとなります。

消防水利の近くには駐車しないよう、ご理解とご協力をお願いします。

市長の資産等を公開します

「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」に規定する市長の資産等補充報告書等の閲覧を行います。

■閲覧日時 7月4日(月) 8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

■閲覧場所・問合せ

市庁舎本館3階総務課
総務法制係
TEL 0897-152-1256

幼稚園に遊びにきませんか？ 未就園児親子で遊ぼう！

市立幼稚園では、幼稚園や保育所に通っていない幼児を対象に、次の日程で幼稚園を開放します。

申し込みは不要です。保護者同伴で、気軽に遊びに来てください。

■開放日時

7月26日(火)、8月2日(火)・9日(火)・23日(火)
9時30分～11時30分

■場所・問合せ

○ひまわり幼稚園
TEL 0897-157-7797
○東予南幼稚園
TEL 0898-164-3081

高年齢者安全安心サポーターが訪問します

- 多賀幼稚園
TEL 0898-164-2767
- 国安幼稚園
TEL 0898-166-5332
- 燧洋幼稚園
TEL 0898-166-4773
- 小松幼稚園
TEL 0898-172-2702

高年齢者安全安心サポーターが訪問します

高年齢者の交通事故や振り込め詐欺などの犯罪被害を防止するために、愛媛県警察が委託したサポーターがお宅を訪問し、事故防止について指導を行っています。

安全安心サポーターがお金を請求することはありませんので、おかしいと思ったら、すぐにご相談ください。

■訪問期間

11月25日(金)まで

■サポーターの服装

黄色のジャケットに「安全・安心サポーター」と記載された黄色の帽子を着用し、身分証明書を携帯しています。

■問合せ

愛媛県警察本部
交通企画課
TEL 089-1934-0110

大浜・福武の一部地番の 国土調査を実施します

市では平成17年度から国土調査未実施区域の調査を再開しています。平成23年度は、大浜の一部および福武の一部（左図参照）の調査を実施します。

国土調査（地籍調査）は、土地の一筆ごとの地番、所有者、地目、面積などを調査します。そのため関係者の皆さまには、境界の確認や雑草木の刈払いなどのご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

■問合せ

市庁舎別館国土調査課
国土調査係
TEL 0897-152-1347

